

# 国民健康保険税のお知らせ

## ○令和3年度国民健康保険税（国保税）軽減判定基準の見直しについて

国保税では、低所得世帯に対する税の負担を軽減するため、世帯主や世帯員の方の所得の合計が一定以下となる場合、**均等割額と平等割額**の軽減（7割・5割・2割）を行っています。

今回の税制改正により、国保税の軽減判定所得の算定において、基礎控除額を43万円（これまでは33万円）に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることとなりました。これは、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯は、軽減措置に該当しにくくなることから、税制改正の影響を抑えるための見直しによるものです。

軽減割合	令和2年度（改正前）	令和3年度（改正後）
	世帯主 <sup>※1</sup> と被保険者数 <sup>※2</sup> の前年中の総所得金額等の合計額	
7割軽減	33万円以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数 <sup>※3</sup> -1)以下
5割軽減	33万円+(28.5万円×被保険者数 <sup>※2</sup> ) 以下	43万円+28.5万円×(被保険者数 <sup>※2</sup> )+10万円× (給与所得者等の数 <sup>※3</sup> -1)以下
2割軽減	33万円+(52万円×被保険者数 <sup>※2</sup> ) 以下	43万円+52万円×(被保険者数 <sup>※2</sup> )+10万円× (給与所得者等の数 <sup>※3</sup> -1)以下

※1 国保の被保険者ではない世帯主（擬制世帯主）の所得も軽減判定所得に含みます。

※2 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した方を含みます。

※3 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける方です。

なお、基準額を下回っていても所得が未申告の場合には軽減されませんので、必ず申告してください。  
(税法上の被扶養者で収入がない方を除く)

## ○国保税の納税通知書を送付します

7月中旬頃に令和3年度国保税の納税通知書を送付します。必ず開封し、国保加入者・納税額・納付方法などの確認をお願いします。年金天引き（特別徴収）でも、**年度の途中で75歳になる方は年金天引きが中止**となり、普通徴収に切り替わる場合がありますのでご注意ください。

## ○国保税の期限内の納付をお願いします

普通徴収（納付書による納付）の場合、納期限は7月～翌3月までの月末です。※

国民健康保険は、安心して医療を受けられるよう健康を守ってくれる大切な制度です。健全な運営を支えるため、国保税の納期限内納付をお願いいたします。納付は口座振替が便利です。

国保税の納付が困難な場合などには、お早めに税務課収税グループ（窓口5）にご相談ください。

※納期限が休日の場合は翌営業日となります。12月は年末のため異なる場合があります。

## ○新型コロナウイルス感染症の影響による国保税、介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の国保税や介護保険料が減免となる場合があります。減免の要件としては、世帯の主たる生計維持者の事業収入等が前年に比べ30%以上減少見込みで、減少する見込みの収入を除く前年の合計所得金額が400万円以下（国保税のみの減免の要件として、前年の合計所得金額が1,000万円以下）の方が対象となります。（必要書類は、収入の内容によって異なります。）

減免対象となるのは、令和3年4月1日から令和4年3月31日に納期限があるものです。

詳細につきましては担当課まで事前にご相談ください。

【お問合せ】 国保税について 税務課 税務グループ ☎63-1111 内線132~134  
介護保険料について 高齢福祉課 高齢福祉グループ ☎63-1111 内線121・127